古代周防国に展開する交通

舘

野

和

己

じめに

ことにする。

駅馬・伝馬の制と駅路

遺跡飯坂地区の2ヵ所で見つかり、前者は7世紀末から8世紀初頭の時期のも通っていた。また同国野磨(やま)駅は、上郡町落地(おろち)遺跡八反坪地区と落地の中に当初は掘立柱建物が、後には7棟の瓦葺建物が建ち、その南を山陽道があたるのがたつの市小犬丸遺跡であり、約80㍍四方の範囲を築地塀で囲み、そあたるのがたつの市小犬丸遺跡であり、約80㍍四方の範囲を築地塀で囲み、そあたるのがたつの市小犬丸遺跡であり、約80㍍四方の範囲を築地塀で囲み、そあたるのがたつの市小犬丸遺跡であり、約80㍍四方の範囲を築地塀で囲み、そあたるのがたつの市小犬丸遺跡であり、約80㍍四方の範囲を築地塀で囲み、そまた駅家名とそこに配備された馬の頭数が規定されている。周防国の駅家につ国の駅家名とそこに配備された馬の頭数が規定されている。周防国の駅家につ国の駅家名とそこに配備された馬の頭数が規定されている。周防国の駅家につ国の駅家名とそこに配備された馬の頭数が規定されている。周防国の時期のも

する建物や、駅馬を収容する厩舎、倉庫などが内部に置かれていた。 なりの規模を有しており、駅の業務を支える駅長や駅丁が執務したり控えたり なりの規模を有しており、駅の業務を支える駅長や駅丁が執務したりでは、東西の業務を支える駅長や駅丁が執務したり控えたり なりの規模を有しており、駅の業務を支える駅長や駅丁が執務したり控えたり なりの規模を有しており、駅の業務を支える駅長や駅丁が執務したり控えたり なりの規模を有しており、駅の業務を支える駅上のであり、日本の大きにより、

とみられる。 とみられる。 このように古代山陽道は幅が10景を超す規模で敷設された10~12景あったが、9世紀半ばに5~6景に縮小されていた。また明石市の古代山陽道跡福里地点では12景と15景以上あり、小犬丸遺跡の山陽道は全容はわからないものの7景以上の規模を有し、落地遺跡八反坪地区では両側溝心々間からないものの7景以上の規模を有し、落地遺跡八反坪地区では両側溝心々間がらないものの7景以上の規模を有し、落地遺跡八反坪地区では両側溝心々間のよりに設計されていた。大阪府一方駅路は幅が広く、できるだけ直線になるように設計されていた。大阪府

部上では、大嶋・玖珂・熊毛・都濃・佐波・吉敷の6郡だが、養老五(七二一)う)が、郡家ごとに馬を乗り継いでいく制度である。周防の郡は『延喜式』民乗用許可証である伝符(公式令給駅伝馬条)を支給された様々な官使(伝使とい一方伝馬の制は郡家(郡衙)ごとに5疋の伝馬を置き(厩牧令置駅馬条)、その

る。 それ以前は5郡だった。したがって当初の伝馬は全部で25疋であったことにな年四月に熊毛郡から玖珂郡が分置されているので(『続日本紀』四月丙申条)、

二 国司による駅馬・伝馬の利用

主の雑徭を差し引くのである(2)。 折二一日人徭一」ということであり、 駅馬の乗用が許された。一方備後以東の国は当国の馬を利用することになって より、山陽道では安芸国以西、 使となって上京する際であった。公式令朝集使条(史料1)は次のようである。 いたが、それは『令義解』によれば「賃乗二民間。准二折雑徭 信濃と上野の境の山、 陽道安芸以西、 (馬・伝馬はさまざまな官使が利用したが、その1つが諸国から国司 によると東海道の坂とは駿河と相模の境界の坂、 東海道坂東、 南海道土左等国、 北陸道の神済は越中と越後の堺の河である。この規定に 東山道山東、 すなわち安芸・周防・長門の3ヵ国の朝集使は 及西海道、 民間の馬を雇用する代わりに日数分の馬 北陸道神済以北、 皆乗二駅馬。自余各乗二当国馬 山陰道出雲以北、 一即以二一日馬力 東山道の山とは 山

23)条 史料2)。 この規定は養老六(七二二)年八月に改訂が加えられた(『続日本紀』八月丁卯

正正な尽。 入ゝ京、不ゝ聴ゝ乗ゝ駅。至ゝ是始聴之。但伊賀・近江・丹波・紀伊四国、不入ゝ京、不ゝ聴ゝ乗ゝ駅。至ゝ是始聴之。但伊賀・近江・丹波・紀伊四国、不以幡・播磨・美作・備前・備中・淡路・阿波・讃岐等国司、先ゝ是、奉ゝ使伊勢・志摩・尾張・参河・遠江・美濃・飛騨・若狭・越前・丹後・但馬・

であり、いずれかの時点で一部の国を除いて、全国的に国司の「奉使入京」時乗れるが、備後以東の国ではそれに限らず公的使命なら乗れるというのも不審がっている。これにより山陽道では播磨・美作・備前・備中の国司も駅馬に乗がっている。これにより山陽道では播磨・美作・備前・備中の国司も駅馬に乗がっている。これにより山陽道では播磨・美作・備前・備中の国司も駅馬に乗がっている。これにより山陽道では播磨・美作・備前・備中の国司も駅馬に乗れるが、備後以東の国ではそれに限らず公的使命なら乗れるというのも邪馬に乗れるが、備後以東の国ではそれに限らず公的使命なら乗れるというのも邪馬に乗れるが、備後以東の国ではそれに限らず公的使命なら乗れるというのも不断に関策を表している。これに対している。

の駅馬乗用が許可されるようになっていたのであろう(4)。

亀三(七二六)年八月乙亥(30)条に見える太政官処分(史料3)である。 また新任国司の赴任には伝馬の利用が定められた。すなわち『続日本紀』神

♪例供給。史生亦准♪此焉。 府并部下諸国五位以上者、宜♪給□伝符『自外随♪使駕♪船、縁路諸国、依府并部下諸国五位以上者、宜♪給□伝符『自外随♪使駕▷船、縁路諸国、依美作・備前・備中・淡路等十二国並給♪食。自外諸国、皆給□伝符『但大宰六国不▷給□食・馬』志摩・尾張・若狭・美濃・参川・越前・丹後・但馬・大政官処分、新任国司向♪任之日、伊賀・伊勢・近江・丹波・播磨・紀伊等

国 での赴任となったわけであり、 (5)、そして「自外」、すなわち「大宰府并部下諸国」の六位以下の人がもし「使 家で食糧の提供も受けることとなった。さらに処分の最後では、大宰府とその 利用が可能になったのである。伝馬は郡家ごとに乗り継いで行くのだから、郡 以外の備後以西の国々の新任国司には伝符を支給することとしたので、 よる上京には駅馬を利用することになったと理解できよう。 行うも定めている。さらに四等官のみならず史生も同じ扱いであるが、これは に随いて」一般で赴く場合には、 部下諸国、すなわち西海道諸国の五位以上の官人・国司にも伝符を与えること も馬も支給せず、 応じた制限が設けられた。都に近い伊賀・伊勢など6ヵ国の新任国司には食糧 「但」以下ではなく全体にかかる規定であろう。これにより周防の国司は伝馬 これによれば全ての国が伝馬を利用できたわけではなく、都城からの距離に 山陽道では美作・備前・備中の3ヵ国の国司には食糧のみを支給し、それ 彼らは自分で用意せねばならなかった。 養老6年格と合わせれば、 沿海諸国が通例通りに供給(食糧の支給)を 赴任は伝馬 次に志摩以下の12ヵ

周防国における駅馬と伝馬

Ξ

例を尾張国に取ると全国の駅馬・伝馬の設置状況は、『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条に見える

置かれたのはわずか2郡にとどまっている。それの置かれた海部・愛智郡は、置駅馬条の規定に合致する。しかるに同国は8郡あるにもかかわらず、伝馬がる。尾張は中路である東海道に属するから各駅の馬が10疋であるのは、厩牧令のように、駅家の名称と駅馬数、それに伝馬設置の郡名と伝馬数が記されてい尾張国駅馬〈馬津、新溝、両村各十疋〉 伝馬〈海部、愛智郡各五疋〉

ここに伝馬の制の変遷を見てとることができる。かれていた伝馬が、駅路が通る郡にのみ置かれるように変化しているのである。いずれも駅路たる東海道の通る郡なのである。すなわち本来すべての郡に置

播磨国駅馬〈明石卅疋、賀古卌疋、草上卅疋、大市、布勢、高田、野磨各廿そこで『延喜式』のうち周防国が属する山陽道諸国をあげてみる(史料4)。

疋、越部、中川各五疋〉

端间国駅馬〈坂長、珂磨、高月各廿疋、津高十四疋〉

備中国駅馬〈津峴、河辺、小田、後月各廿疋)

備後国駅馬〈安那、品治、者度各廿疋〉

安芸国駅馬〈真良、梨葉、都宇、鹿附、木綿、大山、荒山、安芸、伴部、大

種箆、濃唹、遠管各廿疋〉

長門国駅馬〈阿潭、厚狭、埴生、宅賀、臨門各廿疋、阿津、鹿野、意福、由周防国駅馬〈石国、野口、周防、生屋、平野、勝間、八千、賀宝各廿疋〉

宇、三隅、参美、

垣田、阿武、宅佐、小川各三疋)

かったのではなく、改変の結果である。駅馬条の規定に合致する。ただしこれは後述するように厩牧令以来変化がな長門の一部の駅を除き、基本的に各駅に駅馬が20疋置かれているのは厩牧令置は3駅、安芸は13駅、周防は8駅、そして長門には15駅あった。播磨・備前・駅家名と駅馬数を見ていくと、播磨は9駅、備前は4駅、備中は4駅、備後

たとみられている^(②)。 馬数が例外となる駅のうち、播磨の明石と草上駅は30疋、賀古駅は40疋も置たとみられている^(③)。 「農数が例外となる駅のうち、播磨の明石と草上駅は30疋、賀古駅は40疋も置たとみられている^(③)。 「農数が例外となる駅のうち、播磨の明石と草上駅は30疋、賀古駅は40疋も置たとみられている^(③)。 「農数が例外となる駅のうち、播磨の明石と草上駅は30疋、賀古駅は40疋も置たとみられている^(④)。

駅が周防国府に付属したとみられる。 さて、ここに見える周防の駅の比定地は次のようであり⑴、このうち勝間

石国(いゃくに)駅:玖珂郡石国郷の地。岩国市関戸小字駅

野口駅:玖珂郡野口郷の地。岩国市玖珂町野口

防駅:熊毛郡周防郷・駅家郷の地。光市小周防説、周南市呼坂説

生屋駅:都濃郡生屋郷・駅家郷の地。下松市生野屋(いくのや)

平野駅:都濃郡平野郷・駅家郷の地。周南市平野

勝間駅:佐波郡勝間郷の地。防府市佐波令字勝間・馬屋田

八千(ゃち)駅:吉城郡八千郷の地。山口市鋳銭司付近

賀宝(かがほ)駅:吉敷郡賀宝郷の地。山口市嘉川

これらの駅家を結ぶ山陽道上で詠まれた歌が『万葉集』にある

周防なる 磐国山を 越えむ日は 手向よくせよ 荒しその道

右の一首、少典山口忌寸若麻呂(巻四-五六七

定)まで来た時に、山口若麻呂が詠んだ歌である。 た伴旅人が馳駅して、遺言を伝えるため庶弟の大伴稲公と甥の大伴胡麻呂を都大伴旅人が馳駅して、遺言を伝えるため庶弟の大伴稲公と甥の大伴胡麻呂を都大伴旅人が馳駅して、遺言を伝えるため庶弟の大伴稲公と甥の大伴胡麻呂を都大呼旅人が馳駅して、遺言を伝えるため庶弟の大伴稲公と甥の大伴胡麻呂を都たの歌は左注によると、天平二(七三〇)年に脚に生じた瘡に苦しむ大宰帥のこの歌は左注によると、天平二(七三〇)年に脚に生じた瘡に苦しむ大宰帥の

という意識になったことであろう。行うことを勧めている。そこを越えて安芸国に入れば、文字通り「山を越した」に険しい山道である。駅路上の難所なので、峠の神に旅の無事を祈って手向をは周防東部の石国駅と野口駅との中間にあり、「荒しその道」とあるように特は別東部の石国駅と野口駅との中間にあり、「荒しその道」とあるように特談み込まれた磐国山は、岩国市の欽明路峠かとみられている(空)。欽明路峠

太政官符

代格』)(史料5)である。

年十月以前は10駅あった。それを示すのが同年十月二十五日太政官符

ところで『延喜式』では周防に上記8駅が置かれていたが、

大同二(八〇七)

(『類聚二

播磨国九駅卅五疋 備前国四駅廿疋

備中国五駅廿五疋

備後国五駅廿五疋

已上五十一駅、駅別減二五疋」 長門国五駅廿五疋〈已上、元駅別廿五疋〉 安芸国十三駅六十五疋 周防国十駅五十疋

駅別減二五疋一以二十五疋一為」定者、 今貢上雑物減省過レ半、 大臣宣一偁、 |案内||太政官今月廿日下||彼省||符偁、 惣十一箇駅、 奉レ勅、 一府之馬、 逓送之労、少二於旧日。人馬徒多、乗用有い余。望請 是從二府下一向上京之大路。元来駅別置二馬廿疋 既従二減省一路次諸国亦依レ件減 右大臣宣、 大宰府解偁、 、奉レ勅、 依レ請者、 筑前国九駅、 二右 而 豊

なったのである。 この太政官符の5日前の十月二十日に彼省(兵部省)に下した太政官符により、 この太政官符の5日前の十月二十日に彼省(兵部省)に下した太政官符により、 この太政官符の5日前の十月二十日に彼省(兵部省)に下した太政官符により、 この太政官符の5日前の十月二十日に彼省(兵部省)に下した太政官符により、

路(5)と、長門の山陰道連絡路上の10駅は対象外であった。路暦の山陰道連絡路上の10駅は対象外であった。という書き方をしているから、10の一段にである。なお削減の対象駅は山陽道上のものである。そして、ここに20疋にらは、これ以前のいずれかの時点で播磨以西の駅馬の数は、厩牧令置駅馬条にらは、これ以前のいずれかの時点で播磨以西の駅馬の数は、厩牧令置駅馬条にためる駅別20疋から25疋に増加していたことがわかる。そして、ここに20疋に方は、これ以前のいずれかの時点で播磨以西の駅馬の数は、厩牧令置駅馬条にためる駅別20疋から25疋に増加していたことがわかる。そして、ここに20疋に方は、これ以前のいずれかの時点で播磨以西の駅馬の数は、厩牧令置駅馬条にためる駅別20疋がが乗れているから、これはある1駅のことであり、ら「元駅別○疋」という書き方をしているから、活磨の美作への支のである。なお削減の対象駅は山陽道上のものであるから、播磨の美作への支にかる駅別20疋が対象には、これはある1駅の20である。なお削減の対象駅は山陽道上のものであるから、播磨の美作への支に、これは、100であるから、100である。

と勝間駅との中間かとみられている(音)。 さてこの太政官符によると周防は10駅だから、8駅とする『延喜式』までのさてこの太政官符によると周防は10駅だから、8駅とする『延喜式』までのさてこの太政官符によると周防は10駅だから、8駅とする『延喜式』までの

ところで先の『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条で注目されるのは、山陽道諸国

南海道である。それは何故なのか、追々考えていこう。大隅国と壱岐嶋で伝馬が見えないが、道全体で伝馬が置かれないのが山陽道とでは若狭・能登・佐渡国、山陰道では丹後・出雲・石見国、西海道では豊前・大きな特徴である。他の諸道を見ると東海道では志摩・甲斐・安房国、北陸道にはいずれも伝馬が見えないことである。これは南海道と並んで山陽道諸国の

山陽道における迎送の負担と伝馬の衰退

四

辛。望請、随二所住処「便隷二備前国藤野郡」者。奏可。 人尤貧寒。差二科公役「触」途怱劇。承二山陽之駅路「使命不」絶、帯二西海少役繁。何能支弁。伏乞、割二邑久郡香登郷、赤坂郡珂磨・佐伯二郷、上道少役繁。何能支弁。伏乞、割二邑久郡香登郷、赤坂郡珂磨・佐伯二郷、上道少役繁。 一郎支弁。 成乞、割二邑久郡香登郷、赤坂郡珂磨・佐伯二郷、上道太資寒。差二科公役「触」途怱劇。承二山陽之駅路「使命不」絶、帯二西海太政官奏曰、備前国守従五位上石川朝臣名足等解偁、藤野郡者、地是薄堉、太政官奏曰、備前国守従五位上石川朝臣名足等解偁、藤野郡者、地是薄堉、

では、 で国守も郡家から遠い勝田郡塩田村を、備前の藤野郡に編入するように求めた。 なく、西海道に通じる道でもあったため関係使者の迎送も重なり、人馬とも疲なく、西海道に通じる道でもあったため関係使者の迎送も重なり、人馬とも疲弊しかなく人口が少ないため、重い負担に堪えきれない」と窮状を訴え、他弊しかなく人口が少ないため、重い負担に堪えきれない」と窮状を訴え、他弊しかなく人口が少ないため、重い負担に堪えきれない」と窮状を訴え、他弊しかなく人口が少ないため、重い負担に堪えきれない」と窮状を訴え、他 で国守も郡家から遠い勝田郡塩田村を、備前の藤野郡に編入するように求めた。 作国守も郡家から遠い勝田郡塩田村を、備前の藤野郡に編入するように求めた。 本で、西海道に通じる道でもあったため関係使者の迎送も重なり、人馬とも疲 がり入々は極めて貧しいのに労役が多い。山陽駅路を利用する使者が多いだけで があるが、国守の石川名足らが「備前国藤野郡は土地がやせてお

仕事は、駅戸の課丁である駅子によって担われた。そして駅戸中で家口が富みり(公式令給駅伝馬条)、駅家の財源となる駅田(田令駅田条)を耕作するなどのし(厩牧令置駅馬条)、駅使が駅馬に乗用する際には次の駅まで駅馬を引いて送駅制は各駅に置かれた駅戸の負担によって維持された。すなわち駅馬を飼養

た。周防でも同じ状況を想定することができよう。である。そのため使者の往来の激しい山陽道の駅戸の疲弊は著しいものがあっ事にあたれる人が駅長となり(同令駅各置長条)、駅の管理・運営を統括したの

(七六八)年三月乙巳朔条(史料7)からもうかがえる。 山陽道諸国の官使の迎送の負担の重さは、次の『続日本紀』神護景雲二

郡伝路遠、多致二民苦。乞復隷与駅将二迎送。(中略)詔並許立之。先立是(前略)山陽道(巡察)使左中弁正五位下藤原朝臣雄田麻呂言、本道

定に戻したことを指そう。 れるようになっていたため、 ら、一旦は駅馬から伝馬による迎送に変化していたのである。それは天平宝字 く道、すなわち伝馬の道という意味であろう(エ)。「復駅に隷きて」とあるか るようにしてほしい」と提言し、 は路が遠く、 提言を行っていた。そのうち山陽道巡察使の藤原雄田麻呂が、 負担が重くなり、ここに元に戻したようである。 元(七五七)年五月に「頃者、上下諸使、惣附二家」。 於レ理不レ隠。 亦苦ニ駅子 [] (『続日本紀』五月乙卯条)というように、諸使の往還にもっぱら駅馬が利用さ 「伝路」という概念を導くことがあるが、上のように読み、郡家をつないで行 これ以前に東海・北陸・山陽・南海道巡察使がそれぞれ巡察の結果に基づき 使者の迎送にたずさわる民の負担が大きいため、 しかしそれにより、今度は伝馬を維持する人たちの 駅子が苦しんでいるとの理由で、 この日裁可されたのである。 全国的に令の規 再び駅で迎送す 「山陽道の郡伝 「郡伝路」から

陽道諸国では国司のみならず全ての官使が駅馬を利用するようになったと理解 月の太政官処分(史料3)で、 利用は極めて限られることとなり、 伝符を支給され、 長門の3ヵ国の朝集使は駅馬の乗用が許されていた一方、 た数の駅馬を利用し⒀、駅家で供給を受けたのであろう。そうなると伝馬の できよう。 先に見たように、公式令朝集使条(史料1)によれば、 その場合、新任国司は太政官処分に従い伝符を支給され、それに従っ 用件によって駅馬・伝馬の使い分けがされていたのだが、ここに山 伝馬を利用することとなっていた。このように同じ国司であ 備後・安芸・周防・長門国の新任国司の赴任には その重要性は著しく低下したのである。 山陽道では安芸・周防 神亀三(七) 一六) 年八

く、その部分の伝馬の道は駅路に解消したのである。裏腹に、山陽道諸国を通過する伝使は駅路からはずれたルートを通ることはな般的な傾向であるとされる図。これに従えば史料7の「本道郡伝路遠」とは

山陽道における伝馬の廃止

 π

馬五匹上。以二新開之路、山谷峻深一也」(『日本後紀』四月甲辰条)というように れたはずである。 二十一年十二月太政官符所引延曆十一年六月七日勅書)。 府管内諸国を除いて、そして伝馬は全国的に廃止された(『類聚三代格』 乗用するという弊害が生じているとして、 郡にのみ伝馬が置かれるという状況への傾斜がうかがえる。 通過する郡のみの伝馬を増加させており、『延喜式』に見える駅路の通過する 土佐国の事例ではあるが復活していることが知られる。しかもそこでは駅路が 太政官符)、 (七九二)年六月に、軍毅が軍団兵士を非理に駆使し、 こうした情勢の下、 伝馬も延暦二十四年四月には「今下土左国帯□駅路□郡、 しかるに兵士は長門で延暦二十一年十二月に復置され 伝馬の意義は全国的に次第に低くなる。そして延暦十一 軍団兵士は陸奥・出羽・佐渡と大宰 国司が意のままに伝馬を 周防の伝馬も全廃さ 加中置伝 (同右

しかし復活しても伝馬の使途が限られていたことに変わりはなかった。『日

本後紀』弘仁三(八一二)年五月乙丑(8)条(史料8)は次のように語

息□煩労『許」之。駅「達□尾張国『既是水路、而徒置□伝馬「久成□民労』伏請一従□停止「永駅」達□尾張国『既是水路、而徒置□伝馬「久成□民労』伏請一従□停止「永駅」達□尾表之設、唯送□新任之司「自外無」所□乗用。今自□桑名郡榎撫

れていたことがうかがえる。
はいたことがうかがえる。
は馬はもっぱら新任国司の赴任用に特化され、
はいており民に負担をもたらしているとして、伝馬の廃止をかわらず、伝馬を置いており民に負担をもたらしているとして、伝馬の廃止をかわらず、伝馬を置いており民に負担をもたらしているとして、伝馬の廃止をかわらず、伝馬は新任国司を送るだけで、他に乗用するところがないという

郡を辿りつつ進んでいけば遠回りになるから、駅路に近い郡家を辿って、伝馬短距離となるからである。いくら伝馬を利用するといっても、駅路から離れたを示すものである。なぜなら新任国司が赴任国へ行くには、駅路を通るのが最このことは先の土佐国で、駅路通過の郡にのみ伝馬を増加させたことの要因

全郡家は駅路に沿って立地しているとし、

しかもそれは播磨をはじめとした一

備前では

伝使も山陽道を通過したと推測された⁽¹⁾。また吉本昌弘氏は、

伝馬が置かれた周防の郡家は山陽道ルートに面して設置さ

なお八木充氏は、

馬が置かれなくなっていたのは、このためである。を乗り継いで行ったはずである。『延喜式』段階で駅路の通過する郡にしか伝

限られ、他道に比べていっそう限定的なものであったはずである。によることになっていたので、それが維持されていれば伝馬の使用は国内用になかろう。山陽道では神護景雲二(七六八)年三月(史料7)に迎送はすべて駅馬そして新任国司に限られるという伝馬使用状況は、伊勢に限られるものでは

本後紀』大同元(八〇六)年六月癸巳朔条(史料9)である。 他にも山陽道における迎送の負担の重さを物語る史料がある。その1つは『日

輙入 | ▽京者。許▽之。 代望西海道府・国五位已上、自▽今以後、自▽非□秩満・解任 | 者、不▽聴□而此道疲弊、殊□於他堺 『検□察其由 「 率縁□迎送无▽息、不 | ▽得▽顧▽私。山陽道観察使正四位下藤原朝臣園人言、西海道年中入▽京雑使、其数繁多。

その解決が望まれていたからである。 (五月丁亥条)。 観察使は五月二十四日に六道観察使が置かれたばかりである(五月丁亥条)。 観察使は五月二十四日に六道観察使が置かれたばかりである(五月丁亥条)。 観察使は五月二十四日に六道観察使が置かれたばかりである (五月丁亥条)。

次の太政官符(『類聚三代格』)が出された(史料10)。 こうした中、その弊害を解消すべく10日後の大同元(八〇六)年六月十一日に

小政官約

応下新任国司従二海路 | 赴上>任事

宣、奉垦勅、依┗請。請、当道諸国新任司等、准□西海道〔一従□海路□令┗赴□任所□者、右大臣請、当道諸国新任司等、准□西海道〔一従□海路□令┗起□任所□者、右大臣右得□山陽道観察使解□偁、駅戸百姓逓□送使命〔山谷峡深、人馬疲弊。望

では新任国司の赴任に海路を使用していたことがわかるとともに、それに倣っ赴任する際は、西海道に準じて海路を利用することになったのである。西海道なった。そこでこの時に山陽道観察使の申請に従い、山陽道諸国の新任国司が官使は駅馬を使って迎送することになったが、そのため駅戸の負担が大きく前述のように神護景雲二年三月に山陽道では、新任国司の赴任も含め全ての

伝馬→駅馬→海路利用という変遷を遂げたことになる。て山陽道でも同様の措置をとることになった。ここに周防・長門国司の赴任は、

言いながら、多くの場合は船を利用したことであろう。『延喜式』で山陽道に 用」と限定的な利用しかされなかった伝馬は、 既に駅馬による迎送を行っていた上に、 山陽道諸国の迎送負担の減少を図るため、 と西海道諸国の五位以上の官人の入京を制限することとなった。そしてこの時 随い」船を利用することもあった。先の六月一日の措置(史料9)では、大宰府 は伝馬が置かれていないという状況を最終的に作ったのは、この大同元年六月 ほぼ失うことになった。大宰府・西海道諸国の六位以下の官人も「随便」とは 能性が森哲也氏によって指摘されているが(ミロ)、 上の新任官人の赴任には伝符を支給することになり、六位以下の官人は 神亀三年八月の太政官処分(史料3)によると、大宰府と西海道諸国の 山陽道諸国が西海道諸国の新任国司とともに海路を利用することになれば、 他国でも あわせて彼らの海路赴任を定めた可 山陽道においてその存在価値を 後述するように疑問が残る。 「唯送新任之司、 「便に

太政官式の新任国司食伝条(史料11)である。 そしてこの海路赴任方式が『延喜式』にも規定されるようになった。まずは

なくなった結果、その分を駅馬に加えたものであろう(空)

るまでは、駅馬が25疋というように厩牧令より5疋増えていた。これは伝馬が十一日太政官符であった。そして大同二年十月二十五日太政官符(史料5)が出

同元年六月十一日太政官符(史料10)では山陽道諸国全体の新任国司が海路赴任播磨は食も馬も支給されず、美作は食と蒭を支給される国に留まった。先の大道に準じて海路で赴任し、食料を支給されることになった(宮)。それより東のようになっている。そして備前以西の山陽道諸国の新任国司は、南海道・西海下の12ヵ国中にあった備前・備中が消えて10ヵ国になり、かつ蒭も支給される下の12ヵ国中にあった備前・備中が消えて10ヵ国になり、かつ蒭も支給されるこの規定の淵源は神亀三年八月の太政官処分(史料3)であり、そこからいくこの規定の淵源は神亀三年八月の太政官処分(史料3)であり、そこからいく

もう1つは民部式下の国司赴任条(史料12)である。する規定であったが、ここでは備前以西の国に限定されている。

よう。

なう。

なう。

なう。

なう。

なう。

ないはは、

ないはないはないになっている。

なの太政官式の備前以西とする限定規定がここにはないることになっている。

先の太政官式の備前以西とする限定規定がここにはないることになっている。

先の太政官式の備前以西とする限定規定がここにはないることになっている。

先の太政官式の備前以西とする限定規定がここにはないることになっている。

ないの表別を表別である。

ハ 山陽道駅館の特徴

大同元(八〇六)年五月丁丑(14)条(史料13)である。 山陽道諸国の駅家には1つの特徴が見られた。それを示すのが『日本後紀

待二定樣 | 造之。 国駅者、近臨二海辺一為二人所 | ¬見。宜二特加¬労、勿 | 減二前制。其新造者、野、修造難¬堪。或蕃客入朝者、便従二海路。 其破損者、農閑修理。但長門敷、備後・安芸・周防・長門等国駅館、本備二蕃客 ` 瓦葺粉壁。頃年百姓疲勅、備後・安芸・周防・長門等国駅館、本備二蕃客 ` 瓦葺粉壁。頃年百姓疲

新造する場合は定様に従って造れとも命じている。である。また長門の駅は海に近く蕃客から見えるので、特にその維持に努め、路で入京しているとして、農閑期に駅館の破損を修理することを命じているのれているが、最近は百姓が疲弊しており修造できていない。そのため蕃客は海補後・安芸・周防・長門国の駅館は、蕃客の往来に備えて瓦葺・白壁で造ら

であろう。いつ来るかわからぬ外国使節に備えた措置であった。を発揚するという機能を期待されていたので、瀬戸内沿いの駅館を目にしたあでは新羅使と唐使に1度ずつあるだけで(宮)、外国使節が入京時に山陽道・までに来朝した外国使節で山陽道ないし瀬戸内海を東上したのは、確実なとこまでに来朝した外国使節で山陽道ないし瀬戸内海を東上したのは、確実なとこまのように山陽道諸国の駅館は、その美麗な建築を外国使節に見せて、国威このように山陽道諸国の駅館は、その美麗な建築を外国使節に見せて、国威

粉壁」であったことがわかっている。 粉壁」であったことがわかっている。 お壁」であったことがわかっている。 お壁」であったことがわかっている。 お壁」であったことがわかっている。 お壁」であったことがわかっている。 お壁」であったことがわかっている。 お壁」であったことがわかっている。 お壁」であったことがわかっている。 お壁」であったことがわかっている。 が壁」であったことがわかっている。 お壁」であったことがわかっている。 お壁」であったことがわかっている。

泊後、 舟を 目標物を見ながら岸沿いに進む地乗り航法を取ってきた。そして分間の浦から 海 津付近の海浜か)、伊波比島(三六三六など の室津半島(熊毛半島)先端部の室津の海湾か)、可良の浦(三六四二 防大島と柳井市大畠との間の大畠の瀬戸)、 が船で難波津を出発した後、 で参考になるのが、天平八(七三六)年六月に派遣された遣新羅使である。彼ら は海岸沿いに北上して関門海峡を過ぎ、筑紫の館(セラウṇð) (三六五二)などに停 分県中津市東部)へ直行したのである。そこまでは「浦廻(ラらみ)より か)、可太の大島(三六三四 (三六三〇など 岩国市今津川河口付近か)、粟島(三六三一など なお外国使節は瀬戸内海を行くことがあったわけだが、その航路を考える上 そこに詠み込まれた山口県関係の地名を東から挙げるという (周防灘)で逆風に遭い長門を経由せずに、 風早み 壱岐島、 対馬島を経由して新羅へ向かった。 沖つみ浦に 宿りするかも」(三六四六)とあるように、 旅の途次で詠んだ歌が 周防大島(屋代島)か)、 熊毛の浦(三六四〇 周防灘を横切り豊前の分間の浦(大 上関町祝島)を経て、 大島の鳴門(三六三八 『万葉集』巻一 岩国市姫小島 熊毛郡上関町 麻里布の 一五に残る。 佐婆(さば)の 上関町室 漕ぎ来し 陸上の 周 浦

して天候が順調なら、遣新羅使とは異なり長門・周防の海岸沿いを進んだはずの外国使節はこの逆のコースを取って、難波津へと向かったことであろう。そ

である。

・ 「周防国正税帳」にみる交通

に留める。 に留める。 正倉院には天平十(七三八)年度の「周防国正税帳」(『大日本古文書(編年文正倉院には天平十(七三八)年度の「周防国正税帳」は、断簡ながらま)』巻二─一三○頁)が残る。正税帳とは諸国に備蓄されて財源となった稲穀書)』巻二─一三○頁)が残る。正税帳とは諸国に備蓄されて財源となった稲穀書)』巻二─一三○頁)が残る。正税帳とは諸国に備蓄されて財源となった稲穀書の交通には天平十(七三八)年度の「周防国正税帳」(『大日本古文書(編年文正倉院には天平十(七三八)年度の「周防国正税帳」(『大日本古文書(編年文正倉院には天平十(七三八)年度の「周防国正税帳」(『大日本古文書(編年文正倉院には天平十(七三八)年度の「周防国正税帳」(『大日本古文書(編年文正倉院には天平十(七三八)年度の「周防国正税帳」(『大日本古文書(編年文正倉院には天平十(七三八)年度の「周防国正税帳」(『大日本古文書(編年文正名の第2年度)」

である刑部省の少解部については伝使とは書かれていない。領使など)のほか筑前国の史生などがいる。ほかに周防への流人とその部領使宰府の官人らがおり、さらに船で行く船伝使として、大宰府の官人(防人の部周防・長門の史生のほか、西海道諸国の国司・史生、筑紫の国師僧、それに大次に伝使となっている人のうち、都から周防の方へ下向する伝使としては、

門の軍団の官人らは、伝使とは記されていない。人とその部領使である長門の郡司、大宰府が捉えた防人とその部領使である長府の官人と筑前・筑後の国司、故大宰大弐の遺骨を送る音博士、それに耽羅嶋などがいる。それに対し大宰府進上の銅竈・法華経・御鷹の部領使である大宰などがいる。それに対し大宰府進上の銅竈・法華経・御鷹の部領使である大宰がに東上する向京伝使として、長門・周防の相撲人、大宰府からの僧と童子

のである(窓)。 公務を帯びた様々な人たちが実態としては、伝使と一括した扱いを受けていたうに食糧を支給されている。ここから郡のもつ供給機能を知ることができ(窓)、されない人たちの違いについては諸説あるが、実態としては両者とも同じよいかに多様な人たちが往還していたかがわかる。伝使と記される人たちと記

このうち十月十四日下伝使の項には、「豊後国守外従五位下小治田朝臣諸人

無が違っている。この量はほかの伝使についてもあてはまる。 特従には稲3把(米なら1升5合)、塩2勺となり、身分により稲の量と酒の有税帳」全体の分析から、日に伝使には稲4把(米なら2升)、塩2勺、酒1升、した4日分の食糧(稲・酒・塩)を計上している。彼らへの食糧の支給量は「正の小治田諸人と彼に随行する将従9人の合計10人が、周防国を通過するのに要将従九人合十人、四日、食稲十二東四把、酒八升、塩八合」とある。豊後国守

3日分の食糧を支給されている。

れている(3)。性格がうかがえ、郡家における供給機能を伝制という概念で捉える理解が出さる。こうした人にも「伝使」という用語が使われることに、伝馬の制の複雑なまた注目されるのが船伝使である。船で行くなら伝馬とは関係ないはずであまた注目されるのが船伝使である。船で行くなら伝馬とは関係ないはずであ

いない。これは船で最短距離を取って運ばれたためであろう(31)。 なお「正税帳」全体を見ても、伝使の周防国通過には4日、東から周防国府なお「正税帳」全体を見ても、伝使の周防国通過には4日、東から周防国府なお「正税帳」全体を見ても、伝使の周防国通過には4日、東から周防国府なお「正税帳」全体を見ても、伝使の周防国通過には4日、東から周防国府

おわりに

題としたい。など、まだまだ取り上げるべきテーマが多く残されている。これらは今後の課など、まだまだ取り上げるべきテーマが多く残されている。これらは今後の課ぐる交通を論じるには、駅路としての山陽道のルート、調庸などの税物の貢進本稿では周防における駅馬・伝馬の制を中心に取り上げた。しかし周防をめ

- 注
- $\widehat{1}$ 調査報告書 Ⅳ』(二○一八年)、中村太一『日本の古代道路を探す』 連遺跡調査報告書 Ⅰ』(二○一○年)、同『兵庫県古代官道関連遺跡 〔平凡社、二○○○年〕などによる。 磨駅家跡』(二〇〇六年)、兵庫県教育委員会『兵庫県古代官道関 以下の叙述は、兵庫県教育委員会『小犬丸遺跡 Ⅰ』 (一九八七年) 『小犬丸遺跡 Ⅱ』(一九八九年)、上郡町教育委員会『古代山陽道
- $\widehat{2}$ 『令集解』所引の釈説・古記は「百姓 (之) 馬」とするが、 内容には
- なる。恐らく養老六年以前の段階で、朝集使の駅馬乗用が許可されたのであろ きなかった諸国のうち最も外側の1国の乗用禁止が続くという不可解なことに 道では伯耆、 た国を比較すると、東海道では駿河、 3 『続日本紀 二』 公式令朝集使条で駅馬の乗用を許された諸国と本条で新たに許可され 山陽道では備後、南海道では伊予というように、公式令で乗用で (岩波書店、一九九〇年) 四九四頁補注一三。 東山道では信濃、 北陸道では越中、 山陰
- 載されている。但しそこでは例外とされた4国のうち紀伊が見えない。 あるいは脱落かもしれない。 この措置は『類聚三代格』にも養老六年八月二九日太政官符として収
- 5 位)、大弐(正五位上)、少弐 五位以上とは、官位令に見える相当位階によれば大宰府の帥 (筑前・筑後・豊前・豊後・肥前) の守がそれにあたる。 (従五位下)と、 大国 (肥後国 の守と (従三

 $\widehat{15}$

6 がってテキストに問題があり、 の赴任であり、それ以外の「使命」を想定することはできない。した という意味に取る見解もあるが(『続日本紀 二』一七一頁脚注 れている(文武四年三月已未条など)。それにここでの使命は新任国司 『続日本紀』における「随使」 この太政官処分のうち「随使」を「その使命の必要上(便宜上)」 「律令国家と海上交通」『九州史学』一一〇(一九九四年)参照。 は、 「随便」の誤りと理解すべきだろう。森 使者に随行してという意味で用いら (吉川弘文館、一九九六年)。 九、

> 8 木下良『事典 日本古代の道と駅』 (吉川弘文館、二〇〇九年)。

9

- の間に1駅減らされたことになる。また『延喜式』での疋数は3疋なの 史大系版は採用する。この11駅は支路であるとみられ、 駅家11ヵ所の駅馬55疋を減らして、その分を鋳銭料鉛駄に充てる措置が らすかという部分が欠字になっており、「一」とする写本を新訂増補国 とられた(『類聚国史』巻一〇七鋳銭司 八月戊午条)。各駅何疋に減 で、その後2疋増やしたか、 木下良注(8)前掲書。なお弘仁九(八一八)年八月に、長門の不要 恐らく後者であろう。 弘仁九年に3疋にしたか、いずれかとなる 『延喜式』まで
- 木下良注(8)前掲書。 もほぼ同じである。 『山口県史 通史編 原始・古代』 (二)〇〇八

10

- 11 九九六年)による。 本稿での『万葉集』の訓読は 『萬葉集①~④』 (小学館、 九九四
- 12 地名比定は注 10 前掲 山 二口県史 通史編 原始・古代』 一〇九九頁
- 13 森哲也「大宰府九箇使の研究」 『古代交通研究』 一 (一九九二年)
- $\widehat{14}$ 駅しかない。 ある。『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条によれば山城国の駅としては山埼 新訂増補国史大系『類聚三代格』の頭注に「恐当拠原傍書作山崎」と
- 橋美久二「播磨国賀古駅家について」藤岡謙二郎先生退官記念事業会 見る7駅の存在と先の3駅の過大な駅馬数になったとみられている(高 廃される時に2駅の40疋を前後の駅に振り分けた結果が、『延喜式』に は山陽道の駅であり、 2駅は5疋しかなく、 は正しいことになる。 いうことになるが、 播磨国の9駅35疋も数が合わない。 『歴史地理研究と都市研究 上巻』 「九駅卅五疋」は「九駅卌五疋」の誤りということになる。 播磨以下長門国の駅数を51駅としているので、9駅 そこに元々25疋いたとは考えがたい。 明石・賀古・草上郡の間に2駅あったが、それが ただ『延喜式』 の 9駅中、 9駅か35疋かのいずれかが誤りと (大明堂、一九七八年))。した 美作への支路上にある そこで9駅
- 木下良注(8)前掲書

17 16

7

中村太一『日本古代国家と計画道路』

伝馬制及び伝路概念をめぐっては様々な議論がある。木本雅康 『古代

制」『日本古代の都城と交通』 研究史を整理している。 の道路事情』 (吉川弘文館、二〇〇〇年)や中村太一「律令制下の駅伝 (八木書店、二〇二〇年)などが簡潔に

- 18 森哲也注(6)前揭論文。
- 19 ·陽道』三山陽道(一)交通概観(一九八三年)。 八木充「1古代の山陽道」山口県教育委員会『歴史の道調査報告書
- 20 吉本昌弘「古代備前国の駅路と郡衙」『古代交通研究』五(一九九六
- 21 森哲也注 (6) 前揭論文。
- 22 (一九七六年)。 大山誠一「古代駅制の構造とその変遷」 『史学雑誌』 八 Ŧī. | 四
- $\widehat{23}$ かないから、海路を取ることになっていない国も船で赴任することが を除いた4ヵ国ということになる。但し淡路へは当然ながら船で行くし あったことになる。 この南海道とは、食・馬の支給のない紀伊と食・蒭を与えられる淡路
- 24 陸路を行っても見えるので、 他にも「鞆の浦」 赴任時ではないが、帥が陸路を進んだ例である。なお上京時の旅人の歌 虎尾俊哉編『延喜式 中』 が巻三に見え、そこに「行くさには 二人我が見し この﨑を ひとり 傔従は「別取海路入京」している(『万葉集』巻一七─三八九○題詞)。 「敏馬の﨑」(四四九)を通ったことは海路赴任を示すとの理解もある。 天平二年一一月に大宰帥の大伴旅人が大納言兼任となり上京する際、 心悲しも」 (四四六・四四七)が出てくる。しかしこれらの地は (四五○)とあり、赴任時に「この崎」すなわち (集英社、二〇〇七年) 一三八三頁補注参照。 海路赴任を積極的に示すものではなかろう。
- 25 月に西海道に来着して(九年十月乙未条・十一月壬子条など)、翌年四 翌年正月に朝賀の儀に参列し(正月己巳条)、唐使は宝亀九年十~十一 月に入京した(十年四月庚子条など)。 新羅使は宝亀十年七月に大宰府に来航し(『続日本紀』七月丁丑条)、
- 26 高橋美久二『古代交通の考古地理』 (大明堂、一九九五年
- 27 10 前掲 『山口県史 通史編 原始・古代』による。
- 大日方克己「律令国家の交通制度の構造」『日本史研究』二六九

28

(一九八五年)。

- 29 永田英明『古代駅伝馬制度の研究』 (吉川弘文館、二〇〇四年)。
- 馬場基「駅と伝と伝馬の構造」『史学雑誌』一〇五―三(一九九六

年)。

30

31

- 一九八五年)。 林陸朗· 鈴木靖民編 『復元 天平諸国正税帳』 (現代思潮社